

## 収益認識に関する研究

森 田 貴 之

### 要 旨

企業を取り巻く経済環境の変化に伴い、収益費用アプローチに基づく収益認識では限界があるため、米国財務会計基準審議会及び、国際会計基準審議会による共同プロジェクトは、ストックの価値変化を根拠とし、フローを認識する資産負債アプローチに基づく収益認識へ変更するという対応が図られた。しかし、両プロジェクトが提案する、資産負債アプローチに基づく収益認識は、実務上で使用するには解決すべき問題点が多く現実的な会計手法とはいえないものであった。そのため、両プロジェクトが当初、提案していた公正価値を用いた収益認識から大幅に変更され現行実務で使用されている取得原価主義を用いた会計手法と大差がない会計手法に帰結した。そのため、収益費用アプローチに基づく収益認識の限界は克服されていない。この状況を打破するため筆者は混合会計を用いた収益認識を提案する。

**キーワード**：収益費用アプローチ、資産負債アプローチ、測定（公正価値）アプローチ、顧客対価アプローチ、混合会計

### Abstract

Efforts were made to support changes to revenue recognition based on assets and liabilities, a joint project by the United States financial accounting standards Board, the international accounting standards Board. However, revenue recognition proposes two projects, based on asset-liability approach, many issues, is not a real accounting methods. Therefore, which ultimately led to the accounting methods used by current practitioners, and change from the fair value both projects are proposed revenue recognition and accounting methods do not make much difference. Therefore, it is not overcome revenue recognition revenue cost approach limits. To overcome this situation we propose a mixed accounting for revenue recognition.

**Key words** : Profit cost approach, asset debt approach, fair value approach, customer value approach, mixed accounts

## 1 はじめに

武田（2008）の理論によると、産業構造や市場経済などの企業を取り巻く経済環境が変化すると、それを描写する手段である会計理論・会計基準も変化に対応し、変革してきたことが理解される<sup>1)</sup>。この理論に基づき、我が国の経済環境の変化を精察するとプロダクト型市場経済<sup>2)</sup>からファイナンス型市場経済<sup>3)</sup>へと経済基盤が推移していることが確認される。このような経済基盤の移行は、プロダクト型市場経済を主目的に置く取得原価主義では、描写しきれない経済取引を発生させている。上述した武田の理論を踏まえると、企業を取り巻く経済環境は変化しているにもかかわらず、これに対応する収益認識見直しがなされておらず、上記の取引例などから生じる収益に対して、正確に認識することができない状態にあり、現行の会計制度において重要な機能である、真実な会計情報を報告することが、十分にはできない状態にあり、高品質で透明性が高い会計情報の提供がなされず、市場参加者の合理的な経済的意思決定を阻害する一要因になっている可能性が高く、問題であると考えられる。また、従来から用いられている収益費用アプローチに基づく会計利益モデル（フローベースの会計利益モデル）では、フローの配分に経営者の裁量の入る余地が大きく、投資者をミスリードさせる可能性が高い。実際に企業経営者が収益の実現時点や費用配分を機会主義的に操作することによる利益操作が行われ会計不正の温床になる事例が多く観察されており問題とされてきた<sup>4)</sup>。このような問題に対し、米国財務会計基準審議会（以下、FASB）及び、国際会計基準審議会（以下、IASB）による共同プロジェクトでは、ストックの価値変化を根拠とし、フローを認識する資産負債アプローチに基づく収益認識へ変更するという対応が図られた<sup>5)</sup>。しかし、FASB・IASBによる収益認識の共同プロジェクトが提案する、資産負債アプローチに基づく収益認識は、実務上で使用するには解決すべき問題点が多く現実的な会計手法とはいえないものであった。そのため、両プロジェクトが当初、提案していた公正価値を用いた収益認識から大幅に変更され現行実務で使用されている取得原価主義を用いた会計手法と大差がない会計手法に帰結した。そのため、抜本的な解決策にはなりえず、上述した問題は依然として棚上げされたままである。以上から、本論文の研究目的を、今日における企業環境の変化に対応し、企業経営者による恣意性の排除を可能にする収益認識を目指し、上述の問題を解決する研究を目的とする。

1) 武田隆二（2008）『会計学一般教程＜第7版＞』中央経済社、154～156頁を参考。

2) 同上書、130頁を参考。

3) 同上書、148～149頁を参考。

4) 徳賀芳弘（2012）「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』日本銀行金融研究所、180頁。

5) 徳賀芳弘（2011）「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』日本銀行金融研究所、要旨から引用。

## 2 収益費用アプローチに基づく収益認識の限界と 資産負債アプローチの意義の増大

利益を測定する方法は、ストックベースである資産負債アプローチとフローベースである収益費用アプローチの2つがある。両アプローチの役割について松本（2003）は、「企業価値（ストック）の変動は基本的に次の2つの部分から構成される。すなわち、2つの変動とは、①フローの結果としてのストックの変動、②フローを伴わないストックの変動である。この点をいまい少し具体的に表現すれば、前者は商製品の生産、販売活動による価値の流れ、すなわちインカムゲインを生み出す活動であり、後者は金融資産等の資産や負債の時価あるいは公正価値の変動によってキャピタルゲインを生み出す現象として区別することができる。このように企業価値の変動原因を分類するとき、収益費用中心観は企業の生産、販売活動から生み出されるインカムゲインの測定を目的とした会計思考であり、これに対して資産負債中心観はストックの変動によるキャピタルゲインの測定を行うところに独自の機能がある<sup>6)</sup>。」としている。しかし、このような両アプローチの役割は変化しているものと考えられる。この点について松本（2003）の論述を援用する。松本（2003）は、「経済構造の変化によってストックの規模とその変動の重要性が増すにつれ、資産負債中心観の適用範囲はそれが本来対象とすべきフローを伴わないストックの変動の領域を超えフローの結果としてのストックの変動の領域に進出しようとしている<sup>7)</sup>。」としており、最近のIASBとFASBによる収益認識基準の見直し作業がその典型的事例である<sup>8)</sup>、としている。ではなぜ、IASB・FASBによる収益認識基準の見直し作業、すなわち、収益費用アプローチに基づく収益認識から資産負債アプローチに基づく収益認識への変更が議論されているのか、この点について、徳賀（2003）<sup>9)</sup>は次のように指摘している。まず、FASBの背景として徳賀（2003）は「米国において、前払会員権、サービス契約、e-コマース、物々交換の要素を持ったサービスプログラム、上得意先への報奨制度、販売後にサービス義務を伴う販売、多段階引渡制度、合併における被買収企業の繰延利益など、直ちに新しい認識のルールを必要としている複数の要素から構成される取引が存在し、その一方で、それらの問題を首尾一貫して解決するための一般的な収益認識の規準が不在である<sup>10)</sup>」としている。次に、IASBの背景として、「収益認識に関する実務上の問題の解決のために、あるいは、以前から指摘されていた概念上の不整合を解消するために、概念上の整備を行おうというものである。たとえば、FASBの概念基準書第5号（FASB 1984）は、稼得利益に関連して実現・稼得過程アプローチを採用しているが、概念基準書第6号（FASB 1985）は、資産負債アプローチを採用している。つまり、概念基準

6) 同上論文、30頁。

7) 同上論文、30頁。

8) 同上論文、31頁。

9) 徳賀芳弘（2003）「資産負債中心観における収益認識」『企業会計』第55巻第11号、36頁。

10) 徳賀芳弘（2003）「資産負債中心観における収益認識」『企業会計』第55巻第11号、36頁。

書間で不整合が生じているということである。また、IASBの「フレームワーク」(IASB 1989)においても、収益費用中心観に基づく収益認識の規準と資産負債中心観に基づく負債概念との不整合から、収益の認識規準において容認されている収益の繰延べによって発生するが、負債の定義を満たさない繰延収益の問題が存在しており、資産負債アプローチによる収益認識規準の必要性が指摘されている<sup>11)</sup>としている。さらに、「1980年代に英国で創造的会計として問題となり、1990年代に米国で利益管理として問題となった会計操作の大部分が収益認識に関するものであり、収益認識の操作が国際的な会計不信をもたらしたエンロン、ワールドコム等による一連の会計操作でも見られたことに関係している。つまり、現行の収益認識に関する実務が世界的な会計不信の原因の1つとして考えられているのである。これらの問題への対応として、収益認識基準の厳格化または変更が必要とされた<sup>12)</sup>。」としている。以上の指摘から、現行の収益費用アプローチに基づく収益認識では対応できない経済事象が出現し、それに対応するため、資産負債アプローチへの変更が検討されている、という実務上の問題点が浮かび上がる。この点は、真実な会計情報の提供を重視する現行の会計制度において見逃すことができない重大な問題であると考ええる。なぜなら、会計行為とは企業の経済活動を認識、測定し報告する行為であるため、認識、測定段階で企業の経済活動を正確に把握できなければ企業の経済活動を正確に反映させた会計報告がなされない、ことを意味しており、現行の会計制度において重視すべき真実な会計情報の報告が阻害されることになり、その結果、会計情報利用者は企業の経済的実態や企業業績の良否を適切に判断できなくなり、資本市場の健全性は大きく損なわれることになると考えられるからである。このような問題を解消させるため、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの変更が議論されているものと判断される。つまり、収益費用アプローチに基づく収益認識の限界とは、経済構造の変化に伴う企業環境の変革に対応できないことであり、資産負債アプローチの意義の増大とは、経済構造の変化によってストックの規模とその変動の重要性が増大し、資産負債中心観の適用範囲の拡大によるものであると考えられる。次に資産負債アプローチに基づく新しい収益認識モデルの実態を把握する。

### 3 資産負債アプローチに基づく収益認識

#### 3.1 新しい収益認識モデルの特徴

資産負債アプローチに基づく新しい収益認識モデルには、測定(公正価値)アプローチと顧客対価アプローチの2つがあり、それぞれの特徴を把握する。2つのアプローチについて浦崎(2008)は次のように指摘している。「両方のアプローチとも、顧客との契約における権利と義務(履行義務)の組み合わせから生ずる資産または負債を認識の対象とする。例えば、契約はもし

11) 同上論文, 36頁。

12) 同上論文, 36頁。

その残余権利が残余義務を超過している場合には企業にとって資産となる。これを契約資産という。契約はもしその残余義務が残余権利を超過している場合には企業にとって負債となる。これを契約負債という。契約開始時点において、公正価値による会計処理を行うことが測定アプローチの特色である。その後、契約の履行義務が履行されるにつれて、企業の契約資産が増加するか、もしくは契約負債が減少することになる。履行義務の履行（顧客への財およびサービスの移転）から生ずる契約資産の増加もしくは契約負債の減少は収益として報告される。測定（公正価値）アプローチでは、契約資産または契約負債は現在出口価格で測定される。これは企業が契約上の残余権利および残余義務を市場参加者に移転するために受領するかまたは支払うことが期待される金額である。契約資産または契約負債は、契約開始時点またはその後において測定が行われる。この測定アプローチでは、企業は契約開始時点において契約資産を認識することができ、契約の取得に基づいた契約資産の増加は収益として報告される。反対に、顧客対価モデルにおいては、契約上の権利は契約で明示された対価額（これを顧客対価という）で測定される。この顧客対価額は、財またはサービスそれぞれの販売価格に基づいて個別の履行義務に按分される。その結果として、契約開始時点において、履行義務全体が顧客対価額と等しい金額で測定される。したがって、契約資産または契約負債のいずれも認識されることはない。その後、履行義務は、契約開始時点で按分された顧客対価額で測定される。履行義務は、契約が負担付とされる場合を除いて再測定されることはない<sup>13)</sup>。」としている。

### 3.2 測定（公正価値）アプローチから顧客対価アプローチへ移行した原因

FASB, IASBによる収益認識プロジェクトは当初、測定（公正価値）アプローチによって、収益を認識するものであったが、その後、顧客対価アプローチにより収益を認識するものへと移行した。この点について山田（2015）は次のように指摘する。「公正価値モデルの問題点として、以下のような三点があげられている（IASB, [2008], paras. 13~16<sup>14)</sup>）。

まず、第一に、契約対価額のなかには契約以前の諸活動のコストも含まれるものの当該部分は第三者には必要のないものであるため、その分だけ契約対価額のほうが現在出口価格をしばしば上回ることになり、当該差額分だけ契約時に収益が認識されるが、そのことに違和感を感じるという点である<sup>15)</sup>。第二に、すべての義務についていつでも現在出口価格を入手することはできず計算の誤りが生じうるという点である<sup>16)</sup>。さらに第三には、義務から解放されるという契約上は非現実的な仮定に基づいている当該数値の有用性に疑問があるという点である。また顧客対価モデルを支持する理由として、以下のようなものがあげられている（IASB, [2008], paras. 18

13) 浦崎直浩（2008）「収益認識の測定アプローチの意義と課題」『企業会計』第60巻第8号、27～28頁。

14) 山田康裕（2015）がIASB（2008）Customer Consideration model measurement（agenda paper 2b）より引用したものを筆者が引用している。

15) 山田康裕（2015）「収益認識プロジェクトにおける基準設定の力学」『会計』第187巻4号、29頁。

16) 同上論文、29頁。

～23<sup>17)</sup>。第一に、等価交換を前提にすれば、義務の測定基準は顧客の契約対価額になるはずである。第二には、現在出口価格によるよりも、検証可能性や費用対効果の面で優れている<sup>18)</sup>。これら以外にも、顧客対価額は利用者になじみがあり理解しやすいこと、取引価額を用いると評価を伴わないので素人にもわかり易いこと、顧客対価額は契約ごとに観察可能であること、市価を用いるよりも取引価額の配分額を用いたほうが実体独自の将来の費用や収益の期待を示していること、義務の額を故意に誤って表示する可能性が少ないことなどがあげられている（IASB, [2008], paras24～28<sup>19)</sup>）<sup>20)</sup>。」としている。

### 3.3 3つのアプローチの比較検討

収益費用アプローチに基づく収益認識と資産負債アプローチによる測定（公正価値）アプローチ及び、取引価格（顧客対価）アプローチに基づく収益認識を比較し、収益費用アプローチの限界を解決することが可能であるのか検討する。結論から述べると、測定（公正価値）アプローチであっても、取引価格（顧客対価）アプローチであっても根本的な問題解決策には、ならないと考えられる。その理由として次の点があげられる。まず、測定（公正価値）アプローチによる収益認識は、契約開始時点で収益が認識される可能性がある。しかし、上述した山田（2015）の指摘にあるように、多くの企業にとって未履行の義務の現在出口価格を観察するのは不可能なことである。よって、公正価値会計を用いた収益認識は、非現実的な仮定のもとでしか有効に機能しない、いわば理想を追求したものであり、その機能も限定的なものであるがゆえに、実務上で使用するには解決すべき問題点が多く現実的な会計手法とはいえないものである。そのため、実務において測定（公正価値）アプローチは適用できないものと結論づけられる。次に、取引価格（顧客対価）アプローチは、現行実務において使用されているもの、すなわち収益費用アプローチに基づく収益認識と大差がない会計手法であり、わざわざ、取引価格（顧客対価）アプローチを採用する根拠が乏しく、根本的な解決策にはなりえないと考える。この点について斎藤（2014）の指摘を援用する。斎藤（2014）は「契約時は公正価値測定を断念して、取引価格をベースにしようというわけですが、その後に権利と義務を公正価値で再測定するというなら、利益の先取りが少し、遅れるというだけで、本質的には同じ問題が未解決のまま残ってしまいます。結局、契約時以降もこの契約対価で契約資産と契約負債を測定せざるをえなくなりますが、それは取引価格を各期の収益に配分する従来の基準と変わりません<sup>21)</sup>。」と論じている。以上から、取引価格

17) 山田康裕（2015）がIASB（2008）Customer Consideration model measurement（agendapaper2b）より引用したものを筆者が引用している。

18) 同上論文29～30頁。

19) 山田康裕（2015）がIASB（2008）Customer Consideration model measurement（agenda paper2b）より引用したものを筆者が引用している。

20) 同上論文30頁。

21) 斎藤静樹（2014）『企業会計入門』有斐閣、102～103頁。

（顧客対価）アプローチでは、従前たる収益認識の基準である収益費用アプローチに基づく収益認識と大差がなく、問題解決にはなりえないことが理解される。以上から、測定（公正価値）アプローチであっても、取引価格（顧客対価）アプローチであっても現実的な会計手法とはいえないものであると判断され、根本的な問題解決策には、ならないと考えられる。では、収益認識の問題を解決するものとはいかなるものであろうか。この点について、筆者は混合会計による収益認識が収益認識の問題を解決しうるものであると考える。

## 4 収益認識における混合会計

収益認識の問題を解決しうるものとして混合会計を検討する。混合会計とは、公正価値と取得原価を目的に応じて使い分ける会計と定義する。

### 4.1 混合会計の妥当性

ニッシムとペンマン（2012）<sup>22)</sup>が指摘するように、現在の財務報告の目的はバリュエーション（株主価値の評価）目的とスチュワードシップ（受託責任）目的の2つに大別できる。バリュエーション（株主価値の評価）目的は、保有株式の価値（評価）を知ることであり、スチュワードシップ（受託責任）目的は経営者が投資活動および営業活動をどれほど効率的に営んだかを知ることである。付言するならばバリュエーション（株主価値の評価）目的は短期間に投資意思決定を行う投資家の視点であり、スチュワードシップ（受託責任）目的はゴーイングコンサーンを念頭に置き投資原価の回収を行う事業投資（経営者）の視点であると考えられる。このように立場の異なる視点からの意見が財務諸表上に同一に記載されていることが今日の収益認識の問題点を根深くさせているものと考えられる。

この観点は筆者の独善的な考えではない。同様な観点として、辻山（2013）の研究が指摘できる。辻山（2013）は、「現代会計のアポリアを解く鍵は、現代社会における真の主役は産業資本主義か金融資本主義かという問題に帰着するようにも思われる。つまり、投資原価の回収を念頭に置いて経営の舵取りをする、事業投資の主体である企業経営者の視点と、企業のアウトサイダーの立場から投資の回収機会を判断する投資家の視点の間の相容れない見解の相違である。しかもそのことが深く掘り下げられないまま、現代の会計基準は、まさにピースミールのモザイクのような様相を呈している<sup>23)</sup>。」と論じている。このように考える時、収益費用アプローチ VS 資産負債アプローチや、取得原価主義（実現稼得過程） VS 時価主義（公正価値会計）のような従来からある、二項対立的な考えでは、収益認識の問題は解決しないものと判断される。なぜな

22) ニッシム・ペンマン（2012）『公正価値会計のフレームワーク』角ヶ谷典幸・赤城諭士訳、中央経済社。

23) 辻山栄子（2013）「現代会計のアポリアー対立する2つのパラダイム」『早稲田商学』、第434号、185頁。

ら、立場の異なる視点からの意見が財務諸表上に同一に記載されていることが今日の収益認識の問題を根深くさせている原因であり、収益費用アプローチと資産負債アプローチのどちらがより優れているなどの議論は意味をなさないからである。ここに公正価値と取得原価を内包する混合会計を採用する妥当性を見出すことができる。つまり、ニッシムとベンマン（2012）が指摘するように、取得原価主義会計も公正価値会計もバリュエーション（株主価値の評価）目的とステュワードシップ（受託責任）目的に資するものであり、本来、両者は対立的な関係性ではない。重視すべきは、企業の論理と市場の論理、過去の特性と将来的特性、歴史的原価と公正価値、あるいは忠実な表現（信頼性）とレリバンス（妥当性）といった種々の対立的諸概念を有機的に結合させる認識及び測定に関するフレームワークの構築である<sup>24)</sup>からであり、そのフレームワークになりうるものが混合会計であると考えられる。

#### 4.2 収益認識の問題を解決しうる混合会計

収益認識の問題点を解決する混合会計は、ニッシムとベンマン（2012）が指摘する理論と徳賀（2011）が提示する混合会計モデルを組み合わせたものである。ニッシムとベンマン（2012）の理論は、バリュエーション（株主価値の評価）目的とステュワードシップ（受託責任）目的の2つの目的に照らし、裁定取引の経済学を用いて、財務活動には公正価値を適用し、事業活動には歴史的原価を基礎とすべきことを論じたものであり、他方、徳賀（2011）が提示する混合会計モデルは、のれん価値を有さないストック（実質基準でいう金融投資）である金融資産・金融負債の公正価値評価を行い、のれん価値を有するストック（実質基準でいう事業投資）である非金融資産・非金融負債の公正価値評価は行わない（取得原価または償却原価で評価する）という会計利益モデルを想定し、理論的な位置付けが困難であったストックベースの会計利益モデルをのれん価値の有無を判断基準として理論的に整理したものである。これらを組み合わせることで、収益認識における問題へのアプローチが可能になったものと考えられる。なお、本論文において、収益認識の問題として想定するのは、序章で示した研究目的である次の2つである。

- ① 企業環境の変化に対応する収益認識の探求（企業環境の変化に対応できない収益認識）
- ② 企業経営者による恣意性の排除（企業経営者による恣意的な利益操作）

①が問題とされるのは、企業環境は変化しているにもかかわらず、これに対応する収益認識基準の見直しがなされていない点である。すなわち、経済環境の変化により、物財とサービス財（サービス・情報）を組み合わせた、複雑な取引が増加し、従来の販売基準・役務提供基準では収益認識が困難なものになっているが、これに対応する収益認識基準の見直しがなされていないため、収益に対して正確に認識することができない状態にあり、現行の会計制度において、重要な機能である、真実な会計情報を提供するという機能が大きく損なわれる結果となり問題とされ

---

24) 平松一夫・辻山栄子編（2014）『会計基準のコンバージェンス<第4巻>』中央経済社、第6章、205頁。

る。そのため、複雑な取引を正確に認識することができれば、収益認識の問題を解決しうると考えられる。取引を複雑化しているものは、物財とサービス財（サービス・情報）が組み合わされたことにより、物財を主体とする取得原価主義会計とサービス財（サービス・情報）を主体とする公正価値会計のどちらを適用させるべきか判別できないことである。ゆえに、上述した、ニッシムとペンマンの理論を用いれば、いくら物財とサービス財（サービス・情報）が組み合わされようが、財務活動には公正価値（公正価値会計）を適用し、事業活動には歴史的な原価（取得原価主義会計）を適用すれば良いので、判別に苦慮することはなくなる。また、公正価値会計の範囲についても、徳賀が指摘するようにのれん価値の有無を持って判断すればよく、判別は容易なものになり、①の問題を解消させることが可能になるものと考えられる。

他方、②が問題とされるのは、企業経営者が恣意的に収益の実現時点や費用配分を操作することによる利益操作が行われ会計不正の温床になることである。この問題には徳賀（2011）の会計利益モデルとしての混合会計の論拠によりアプローチが可能であると考えられる。徳賀（2011）の会計利益モデルとしての混合会計は、のれん価値の有無を判断基準とする。すなわち、のれん価値を有さないストック（実質基準でいう金融投資）である金融資産・金融負債の公正価値評価を行い、のれん価値を有するストック（実質基準でいう事業投資）である非金融資産・非金融負債は公正価値評価を行わない、というものである。この場合、金融資産・金融負債（実質基準でいう金融投資）と非金融資産・非金融負債（実質基準でいう事業投資）を判断基準とするものであると言いなすことも可能である。なお、金融資産・金融負債と非金融資産・非金融負債との線引きに関して徳賀（2011）は「線引きは誰が保有しても価値が同じであり、当該価値の近似値でキャッシュフローが実現できるか否かでなされなければならない。この規準は、理論的には、当該価値の決定に市場裁定が働いているかどうかと直すことも可能である<sup>25)</sup>。」と説明している。市場裁定の有無を厳密に解するならば、競争的な市場で取引がなされているストックのみということになる<sup>26)</sup>。つまり、金融資産・金融負債の内、競争的な市場が存在している場合のみ公正価値評価が行われることになる。そして、この場合には、制度的にも実務的にも適用が容易であるばかりでなく、経営者の裁量の余地は少ないため、測定値の硬度も高いものとなる<sup>27)</sup>。一方、のれん価値を有するストック（実質基準でいう事業投資）である非金融資産・非金融負債は、取得原価もしくは償却原価で評価されるため、経営者の裁量の余地（経営者の恣意性）は少なくなるものと考えられる。議論の拡散を防ぐため、収益認識に限定させた場合、取得原価で収益の認識が行われるのは、実現主義すなわち販売基準が適用される。この販売基準には次のような2つの利点があり、この利点が経営者の裁量の余地を小さくさせるものと考えられる。

25) 徳賀芳弘（2011）「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』日本銀行金融研究所，34～35頁。

26) 同上論文，35頁。

27) 同上論文，35頁。

1) 財務的裏付けがある

2) 客観性がある

1) の理由は、販売基準では取引相手に対して売掛債権が発生しており、代金回収上の確実性は保証されているため、財務的裏付けのある収益を計上することができる、という点である<sup>28)</sup>。

2) の理由は、販売という行為は企業と第三者との取引であるから、その取引を証明する資料(注文書や出荷伝票など)が存在するので客観性がある、という点である<sup>29)</sup>。

上述の2つの利点から明らかなように、販売基準によって認識された収益は、財務的裏付けのある確実な収益であり、その収益も、企業と第三者との取引から得られるので、総じて客観性が高く、証拠能力が高いものであると考えられる。よって、確実性、客観性、証拠性の3点が高度に関与する販売基準は、経営者の裁量(実現時点の機会主義的操作など)が介入する余地が小さく経営者の恣意性は少なくなるものと考えられる。以上の理由から②の問題を解消させることが可能になるものと考えられる。

## 5 研究成果

### 5.1 研究成果

研究を通じて、収益認識基準の変遷を観察すると、次のことが理解される。経済基盤の変化がストックの価値を変化(金融財の比重が増大)せしめ、この変化に対応するため、資産負債アプローチが収益費用アプローチの領域に進出していることである。この変化に対応するため資産負債アプローチに基づく収益認識の基準を形成するという対応がFASB、IASBによる共同プロジェクトを中心に行われた。しかし、公正価値を用いた資産負債アプローチによる収益認識基準は、非現実的な仮定のもとでしか有効に機能しない、いわば理想を追求したものであり、その機能も限定的なものであり、実務上で使用するには解決すべき問題点が多く現実的な会計手法とはいえないものであった。そのため、資産負債アプローチに基づく収益認識基準で収益の認識を全て行うことはできないということが理解される。このことは、公正価値では、事業活動による業績を全て把握することができず、資産負債を全てオンバランスさせ公正価値評価を行う、純資産簿価モデル<sup>30)</sup>へと一元化させることは不可能であったことが指摘できる。そして、収益費用ア

28) 伊藤邦雄(2012)『ゼミナール現代会計入門<第9版>』日本経済新聞出版社、179頁。

29) 同上書、180頁。

30) 純資産簿価モデルとは、企業の経済価値が企業のトータルで生み出す将来キャッシュフローの現在価値によって示されることから、企業に将来キャッシュフローをもたらすものはすべて公正価値でオンバランスされる。オンバランスの金融資産・金融負債はいうまでもなく、非金融資産・非金融負債もすべて公正価値で評価され、さらにオフバランスの自己創設のれんも公正価値で評価されオンバランスされることになる。ストック重視の会計利益モデル(資産負債観)においてストックの価値を企業の経済価値と関連付けて追究していくと、究極的にはこのモデルに到達することになる。

引用元:徳賀芳弘(2011)「会計基準における混合会計モデルの検討」、『金融研究』日本銀行金融研究所、8頁。

アプローチに基づく収益認識は、ニッシムとペンマンが指摘するように、企業の価値創造プロセスを描写するのに適しており、公正価値と同様に、今なお、企業会計において重要な役割を果たしていることが理解される。ただ、資産負債を時価評価し、適時性のある情報を提供するという点、すなわち、ストック重視の会計思考が強化された点は指摘できる。この点は、産業構造や市場経済などの企業を取り巻く経済環境が変化し、経済基盤が有形のプロダクト（商品・製品）から無形価値（ファイナンス・ナレッジ）へと移行し、それに伴い企業活動が多様化したことにより、事業活動にも現在出口価値に基づく公正価値評価の視点が必要とされる場面が増加したためと考えられる。武田（2008）の研究である。産業構造や市場経済の変化が会計理論・会計基準の変革を促していることを本論文の理論的な枠組みとし、辻山（2013）、及びニッシムとペンマン（2011）の研究を基礎に従来からある資産負債アプローチと収益費用アプローチをめぐると二項対立的な物事の捉え方では誤謬を生じさせるものと考え、立場の異なる視点からの意見が財務諸表上に同一に記載されていることが今日の収益認識の問題点を根深くさせているものと考察し、公正価値と取得原価を内包する混合会計を採用する妥当性を見出し、混合会計における原価と時価の使い分け、及び公正価値評価の適用範囲を明確なものとし、収益認識の問題に対してアプローチしたことが本論文における研究の主要な貢献として位置付けることができる。

## 参 考 文 献

- 伊藤邦雄 [2012] 『ゼミナール現代会計入門<第9版>』日本経済新聞出版社。
- 岩田 巖 [1956] 『利潤計算原理』同文館。
- 大日方隆 [2012] 『会計基準研究の原点』中央経済社。
- 浦崎直浩 [2008] 「収益認識の測定アプローチの意義と課題」『企業会計』第60巻、第8号。
- 浦崎直浩 [2008] 「会計基準と税務会計」『税務会計研究学会』第20回記念大会。
- 浦崎直浩 [2002] 『公正価値会計』森山書店。
- 小川真実 [2012] 「資産負債アプローチと収益認識モデルの開発」『横浜経営研究』第33巻、第1号。
- 可 児島 [2010] 「顧客対価モデルにもとづく収益認識における履行義務の測定」『彦根論集』第385巻。
- 古賀智敏 [2007] 「会計理論の変容と経済的実質主義」『會計』第172巻、第3号。
- 古賀智敏 [2005] 『知的資産の会計』東洋経済新報社。
- 斎藤静樹 [2014] 『企業会計入門』有斐閣。
- 佐々木隆志 [2015] 「新収益認識基準と勘定科目」『會計』第187巻、第6号。
- 武田隆二 [2001] 「会計学認識の基点」『企業会計』第53巻、第1号。
- 武田隆二 [2008] 『会計学一般教程<第7版>』中央経済社。
- 津守常弘 [2003] 「収益認識をめぐるとの問題点とその考え方」『企業会計』第55巻、第11号。
- 徳賀芳弘 [2012] 「会計基準における混合会計モデルの検討」『日本銀行金融研究所』。
- 徳賀芳弘 [2010] 「公正価値会計の行方」『企業会計』第62巻、第1号。
- 徳賀芳弘 [2003] 「資産負債中心観における収益認識」『企業会計』第55巻、第11号。
- 辻山栄子 [2013] 「現代会計のアポリアー対立する2つのパラダイム」『早稲田商学』、第434号。
- 角ヶ谷典幸 [2012] 「ホーリスティック観と財務諸表の体系」『経済科学』第59巻、第4号。
- 角ヶ谷典幸 [2015] 「会計観の変遷と収益・利益の認識・測定パターンの変化」『企業会計』第67巻、第9号。
- 広瀬義州 [2015] 『財務会計<第13版>』中央経済社。
- 平松一夫・辻山栄子 [2014] 『会計基準のコンバージェンス<第4巻>』中央経済社。

- 藤田敬司 [2003] 「日本における収益認識基準のあり方と具体的適用問題の検討」『企業会計』第55巻, 第11号。
- 松本敏史 [2015] 「IFRSの情報特性と日本の選択」『會計』第187巻, 第4号。
- 松本敏史 [2010] 「資産負債アプローチによる収益認識基準」経済論集 [京都大学] 第184巻, 第3号。
- 松本敏史 [2009] 「収益の認識と負債の認識」『企業会計』第61巻, 第2号。
- 松本敏史 [2003] 「収益費用中心観における収益認識」『企業会計』第55巻, 第11号。
- 万代勝信 [2008] 「収益認識プロジェクトの概要」『企業会計』第60巻, 第8号。
- 山田康裕 [2015] 「収益認識プロジェクトにおける基準設定の力学」『會計』第187巻, 第4号。
- 山田康裕 [2008] 「配分アプローチの問題点」『企業会計』第60巻, 第8号。
- ニッシム・ベンマン [2012] 『公正価値会計のフレームワーク』角ヶ谷典幸・赤城論士訳, 中央経済社。
- 企業会計基準委員会 [2009] 「収益認識に関する論点の整理」
- 企業会計基準委員会 [2011] 「顧客との契約から生じる収益に関する論点の整理」
- 企業会計基準委員会 [2015] 「IFRS第15号顧客との契約から生じる収益の概要及び生じる可能性がある主な論点の例示」
- FASB/IASB [2002] Board meeting, September。
- IASB [2007] Revenue Recognition: Measurement model Part 3, (Agenda paper 7b)。
- FASB [2007] Revenue Recognition (Agenda paper 5E) par73~87。